

消費者教育研究校報告書

愛知県立古知野高等学校 石黒 勝市郎

1 はじめに

本校は尾張北部に位置し、今年度で創立 73 年を迎える併置校である。大学科として商業科・家庭科・福祉科を設置し、それぞれの分野において社会で活躍できる人材の育成に努めている。特に商業科においては地域ビジネス科・IT ビジネス科の 2 学科があり、地域に根差した魅力的な教育活動を通じて変わる社会環境の変化に適応できるよう様々な知識や技術を学んでいる。

また、進路状況は例年進学者と就職者が約半数ずつを占めており、本校卒業生の半数が卒業後に社会人として生活を始める。そのような中、2018 年 6 月の民法改正により、2022 年 4 月から成年年齢が 18 歳に引き下げられ、多くの事柄が未成年の制約から解かれることになった。中でもクレジットカードの利用に関しては保護者の同意なしでカードの契約を結び、発行・使用することが可能となった。第 3 学年はこれまで「ビジネス基礎」や「マーケティング」「経済活動と法」などのビジネスに関する科目の中でクレジットカードの基礎的な知識は学習してきたものの、将来生徒自身が利用していくうえで知っておくべき内容に関しては学習内容が不十分である。そこで今回はクレジットカードの利便性や活用方法、また課題や危険性について知ることで消費者の権利と責任を自覚して行動できるようになることを目指す。

2 ねらい

- (1) クレジットカードの利便性と危険性を的確に理解し、今後、消費生活を送るにあたり、クレジットカードを適正に利用できるようになる。
- (2) 卒業後の生活において年齢に応じた自己の消費物品（サービス）をイメージし、クレジットカードの役割と必要性について考えを深める。
- (3) クレジットの種類を理解し、計画的な利用方法を考察するとともに収入と支出のバランスを考えたライフプランが設計できる。

3 実践内容

(1) 授業計画

| 時 数 | 内 容 |
|-------|--|
| 1 時限目 | クレジットカードに関する事前アンケート調査 「18 歳になったらできること」グループワーク |
| 2 時限目 | 消費者教育における映像教材を用いた学習 「～そのお金の使い方大丈夫！？～パピ君と学ぶ！キャッシュレス社会の歩き方」 「クレジットカード博士と学ぶ クレジットカード入門」 |

| | |
|-------|---|
| 3 時限目 | 外部講師によるクレジットカード決済に関する講義 弁護士法人大西総合法律事務所 名古屋事務所長 弁護士 瀧島 達哉 先生 笠井法律事務所 弁護士 柵木 萌 先生 |
| 4 時限目 | グループワークによる振り返り学習 クレジットカードに関する事後アンケート調査 |

(2) 生徒の実態把握 (グループワーク・事前アンケート調査と結果)

成年年齢引き下げによりできるようになったことについて事前調べ学習(資料1)を基にグループワークを行った。生徒が現状で把握しているクレジットカードに関する知識について、以下の項目(資料2)について3年生(119名)を対象に2学期にアンケートを実施した。

(資料1)

| 氏名 | 3年 組 番 氏名 | |
|---------|--|-----------------|
| テーマ | 民法改正により、2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられました。18歳(成人)になると、自分の判断だけで様々な事ができるようになります。今回は「18歳から大人」として行動できるように、何が「できる」ようになり、また何が「できない」のかを20歳と比較しながら考えていきましょう。 | |
| 問い | あなたは、何歳からが「大人」だとおもいますか? | |
| その理由 | | |
| 年齢 | 18歳になったらできること | 20歳にならないとできないこと |
| 自分の知識 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 調べ学習の内容 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

成年年齢に関する調べ学習において、何歳からが「大人」だと思ふかの問いに対しては、18歳と答えた生徒と20歳と答えた生徒が約半数ずつであった。それぞれの理由として18歳では選挙権や保護者の同意なしで結婚ができるなどを挙げる生徒が多く、20歳では飲酒や喫煙、公営競技(ギャンブル)への投票権購入などを挙げる生徒が目立った。

また、自分の知識を記述させた後にインターネットなどを使い調べ学習を行わせることにより、18歳になることにより親の同意なしでクレジットカードや携帯電話の契約ができることや、10年間有効のパスポートを取得できることやローン契約を結ぶことができるなど様々な知識を得ることができた。

(資料 2)

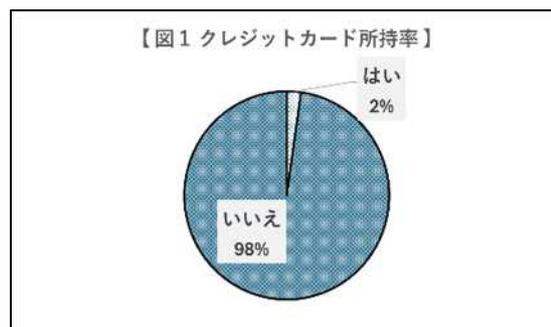
| | | | |
|------|----------------------------------|-------------------------------------|---------------|
| 設問1 | 自分のクレジットカードを所有している(18歳の生徒のみ) | はい・いいえ | きっかけは?(所有者のみ) |
| 設問2 | クレジットカードの仕組みに詳しく理解している | はい・いいえ | 具体的には |
| 設問3 | 具体的なクレジットカード会社名を知っている | はい・いいえ | 具体的には |
| 設問4 | 今後、自分のクレジットカードを持つつもりである | はい・いいえ | 持つ理由は |
| 設問5 | 将来、自分の持つ予定のクレジットカードの枚数は? | 枚数 | どうしてその枚数? |
| 設問6 | 将来自分のクレジットカードを持つタイミングはいつころ? | 歳頃 | なぜそのタイミング? |
| 設問7 | クレジットカードで買い物をするときほとんどどんな物を買う予定か? | 比較的安価なもの 比較的高価なもの 金額を問わず欲しいもの | 具体的には |
| 設問8 | 将来クレジットカードを使う頻度はどれくらいか? | ほぼ毎日・週に1~2回程度 月に1~2回程度・その他() | |
| 設問9 | クレジットカードを利用する際の利便性はどんなところか? | | |
| 設問10 | クレジットカードを利用する際の危険性(注重点)はどんなところか? | | |

事前アンケートについては、クレジットカード所持の有無に加え、その仕組みや具体的な会社名、将来的にクレジットカードを持ちたい年齢や枚数などをはじめ、契約したクレジットカードの使用頻度や購入する商品についての金額など 10 項目を調査した。

また、現在における生徒の知識や認識として、クレジットカードの利便性や危険性についてどのようにとらえているかを記述式で調査した。この調査により成年年齢を迎える本校の3年生が現時点でクレジットカード決済についてどの程度の認識があるのかを把握することができた。

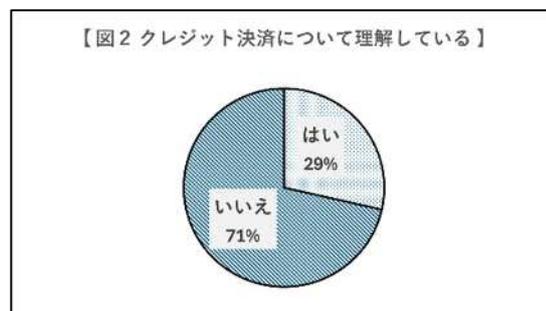
① クレジットカード所持率について

殆どの生徒がクレジットカードを所持していないが、若干名持っている生徒も見かけられた(図1)。ただ、クレジットカード契約の経緯としては親から勧められて契約しており、日頃から使用することはほぼないということであった。



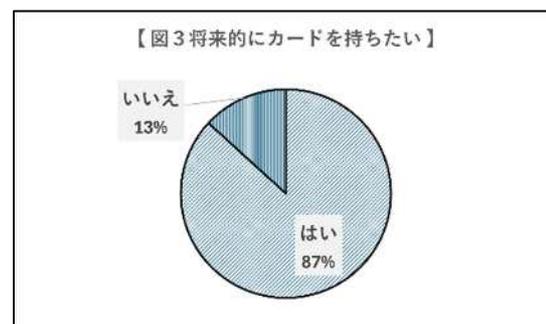
② クレジットカードに関しての理解度

全体の約70%がその仕組みについて理解しておらず(図2)、また、理解していると答えた生徒の多くも、ただ漠然と商品購入に利用した金額が後で銀行口座から引き落とされるという程度であった。



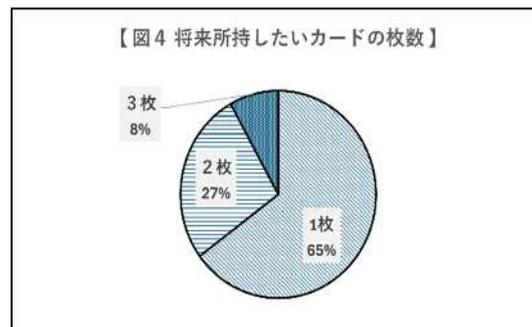
③ 将来的なクレジットカード契約の希望者

希望する生徒は全体の約90%も占めており(図3)、生徒自身がこの先、社会人として生活していくうえでクレジットカードは持つことになると考えている。



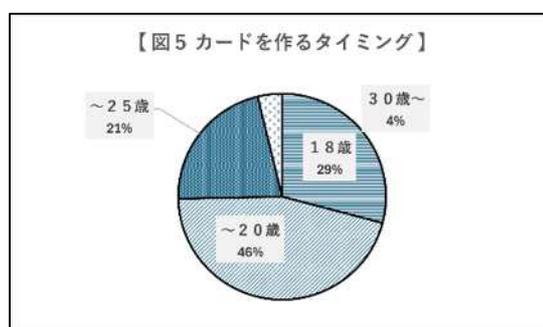
④ 将来所持したいクレジットカードの枚数

1枚と答えた生徒が最も多く（図4）、その理由として「1枚持てば十分である」や「複数枚持つと管理が煩雑になる」という意見が多く見られた。半面2枚と答えた生徒も約30%存在し、理由としては「1枚では少し心配」や「購入する商品によってカードを使い分けたい」という意見が見られた。



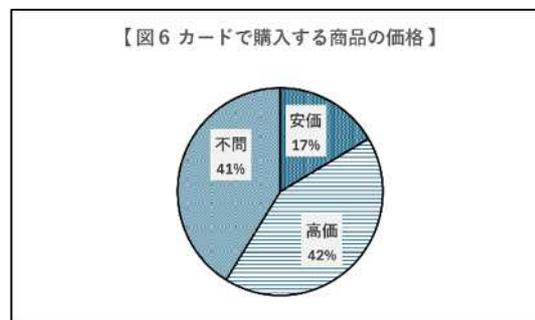
⑤ クレジットカードを契約するタイミング（年齢）

18歳で作りたいと答えている生徒は約30%おり、また20歳までに作りたいと考えている生徒と合算して全体の70%以上を占めている（図5）。このことから、殆どの生徒は卒業後、比較的早い段階でクレジットカードを契約したいと考えていることが分かった。



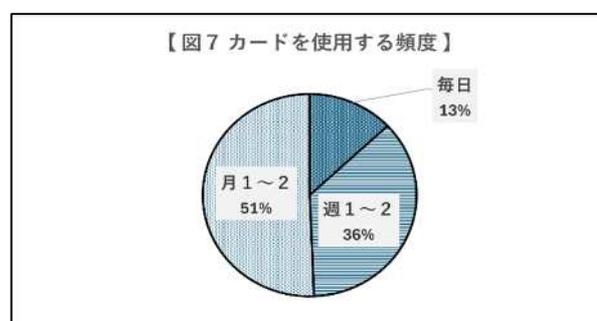
⑥ クレジットカードで購入する商品の価格帯

比較的高価なものを購入するときを利用すると答えた生徒が約40%を占める反面、商品価格に関係なく自分か欲しいと思うものをカードで購入すると答えた生徒も約40%いることが分かった（図6）。このことから生徒は商品購入にあたり積極的にカードを利用したいと考えていることが分かる。



⑦ クレジットカードを利用する頻度

月に1~2回と答えた生徒が最も多く、次いで週に1~2回と答えた生徒の割合が多かった。その反面ほぼ毎日利用するであろうと答えた生徒も全体の10%前後見受けられた。



⑧ クレジットカードを利用する際の利便性

自由記述としてアンケートを行った結果、最も多かった内容を分類別に三つ挙げる

と、①現金を持たずに購入ができる 41%、②支払いが楽 36%、③手持ちのお金を気にせず買い物ができる 23%となった。このことから、生徒がクレジットカードについて抱くクレジットカードの利便性についてのイメージを把握することができた。また、上記に示した分類に関する具体的な意見については以下【資料3】にまとめる。

【資料3】

クレジットカードを利用する際の利便性

- ・商品購入時の会計が早い。
- ・ポイントがたまる。(お得なサービスがある)
- ・分割払いができる。
- ・クレジットカードを利用することで割引される商品がある。
- ・支払い時の手数料がかからない。(ネット通販など)
- ・カード1枚で支払いができて簡単
- ・現金払いのときのように、おつり等がないので支払い時に時間がかからない。
- ・カードを手軽に契約・発行することができる。
- ・車など高価なものでも一括で支払う必要がない。
- ・現金などの盗難を防ぐことができる。
- ・クレジットカード決済に対応している店舗が多い。

⑨ クレジットカードを利用する際の危険性 (注意点)

自由記述としてアンケートを行った結果、分類として最も多かった内容は、①カードの使い過ぎ 54%、②カードの不正利用 24%、③盗難・紛失 22%となった。この結果より、初期の段階で生徒はある程度クレジットカードを利用するにあたり注意すべき内容や問題点について把握していることがうかがえる。上記に示した分類に関する具体的な意見については以下【資料4】にまとめる。

【資料4】

クレジットカードを利用する際の危険性 (注意点)

- ・今月いくら使ったのか把握しづらい。
- ・個人情報流出する恐れがある。(不正利用や情報漏洩)
- ・紛失したときに再発行の手続きが面倒。
- ・毎月の収入額以上にカードを利用してしまふ。
- ・複数枚カードを持つと、どのカードをいくら使ったのか分からなくなる。
- ・銀行の残高不足でカード決済されないと、信用がなくなり今後契約ができなくなる。
- ・お金を使っている(減っている)感覚があまりなく、使いすぎてしまう可能性がある。
- ・クレジットカード決済に対応していない店舗(無人販売等)もある。

以上のことより、クレジットカードを持ちたいと考える生徒は多いが、その仕組みや危険性についてはそれほど理解しておらず、また自己の資産額を気にせず買い物ができることや、決済がスムーズに行くことをクレジットカードの利便性と考えている生徒が多数を占めることから、その利便性と危険性を的確に理解したうえでクレジットカードを有効的に活用できるよう指導する必要があると考察する。

(3) 授業内容

① 教材を用いた学習

ア 映像教材を用いた学習

愛知県県民生活課より消費者教育・啓発用映像教材として2枚のDVDを借りて、キャッシュレス社会におけるクレジットカードの役割や意義、利用上の注意点などについて学習した。クレジットカード決済は消費生活を送るうえで大変便利なツールであると同時に、契約時における信用調査や支払い遅延によるペナルティなど注意すべき点について映像を通じて学ぶことができた。クレジットカードの支払方法と各手数料などの条件についても「翌月一括払い」「ボーナス一括払い」「分割払い」「リボルビング払い」別に違いがあることも学ぶことができた。これまでカード決済の仕組みや、契約までの流れについて漠然とした知識のみの生徒が多かったが、この授業を通じてある程度クレジットカードの仕組みや利用時の注意点などの知識を身につけることができた。



【 授業の様子① 】



【 授業の様子② 】

イ 消費者庁の発行する教材を用いた学習

「社会への扉—12のクイズで学ぶ自立した消費者」

消費者庁の発行する教材「社会への扉」を使ってマップ上にあるクイズ形式の各項目についてグループワークを通じて知識を深めた。クイズ項目はQ1「店で買い物をするとき、契約が成立するのはいつ？」やQ11「消費生活について相談したいときにかける電話番号は？」など、クレジットカード決済に関する内容のみならず、ビジネス基礎をはじめとした授業で学んだ内容の復習や、それ以外の消費生活を送るうえで有益となる情報も盛り込まれているため消費者教育の観点から大変中身の濃い授業となった。



社会への扉 12のクイズで学ぶ自立した消費者
(消費者庁発行)

② 外部講師によるクレジットカード決済に関する講義

弁護士法人大西総合法律事務所および笠井法律事務所より、弁護士の瀧島先生、柵木先生をおよびしてクレジットカードに関する仕組みや、注意すべき点についての講義を行っていただいた。

実際にクレジットカード決済を利用した商品売買についてその利便性のみならず、購入時に現金を使用していない点から気軽に買い物をして使いすぎてしまう危険性や、多重債務に陥らないための意識についてご講話いただいた。また、割賦販売法における商品購入時の瑕疵等が発生した場合、支払停止抗弁が利用できるといった法律上の仕組みについても解説していただいた。その他、法律上の内容としては「民法第1条（基本原則）第555条（売買契約）」「割賦販売法第2条（定義）・第30条（包括信用購入あっせん業者に対する抗弁）」「割賦販売法施行令第1条（指定商品等）・第21条（包括信用購入あっせん）・第35条（適用除外）」など、多くの専門的分野についても学んだ。生徒にとっては、これまで商業科の「ビジネス基礎」をはじめとした多くの商業科目で学んだ基礎的な知識を単に「覚える用語」としてではなく、法律や実社会の仕組みと結びつけることで、ビジネスに関する知識をより深化させるよい機会となった。



【講義の様子①】



【講義の様子②】

(4) グループワークによる振り返り学習および事後アンケート

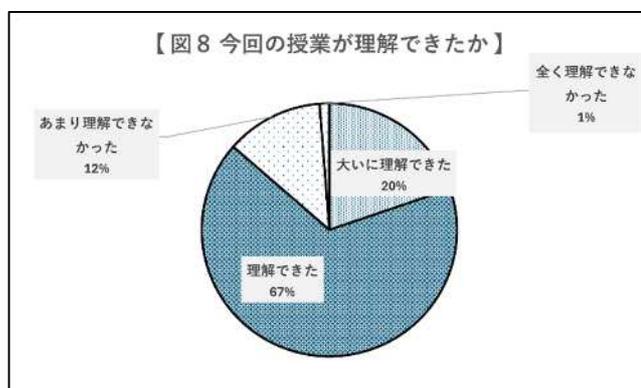
これまでの学習を振り返ってどのような知識を深め、また卒業後の生活にどのように役立
てていくことができるかについて、グループ
ワークを通じて意見交換した。これまで中学校
においてクレジットカード決済の仕組みにつ
いては既に学習をしているが、十分に理解して
いなかったことや、自分自身が18歳になっ
て改めて真剣に考える良い機会になったとい
う意見がグループ内で飛び交った。デビッ
トカードや電子マネー、その他のプリペ
イドカードとの区別がついていなかったが、
今回の学習でそれぞれの違いについて知
ることができたという声も聞かれた。また、
今回の取組を通じて実施前と比較し生徒
の認識がどのように変化したのかをアン
ケートで調査した。

| | | |
|-----|---------------------------------------|--|
| 設問1 | 今回の授業が理解できた | 大いに理解できた・理解できた あまり理解できなかった・全く理解できなかった |
| 設問2 | 今回の授業が自己の将来に役立つ | 大いに思う・思う あまり思わない・全く思わない |
| 設問3 | クレジットカードの仕組みについて | 大いに理解できた・理解できた あまり理解できなかった・全く理解できなかった |
| 設問4 | クレジットカードの利便性について | 大いに理解できた・理解できた あまり理解できなかった・全く理解できなかった |
| 設問5 | クレジットカードの危険性について | 大いに理解できた・理解できた あまり理解できなかった・全く理解できなかった |
| 設問6 | クレジットカード会社の社会的役割について | 大いに理解できた・理解できた あまり理解できなかった・全く理解できなかった |
| 設問7 | 今回の学習を通じてクレジットカードの使用頻度の意識はどのように変化したか? | 購入時は基本、現金購入で済ませるだろう 購入時は基本、カード決済で済ませるだろう 現金購入よりカード決済の比率が大きくなるだろう カード決済よりも現金購入の比率が大きくなるだろう |

【消費者教育 事後アンケート】

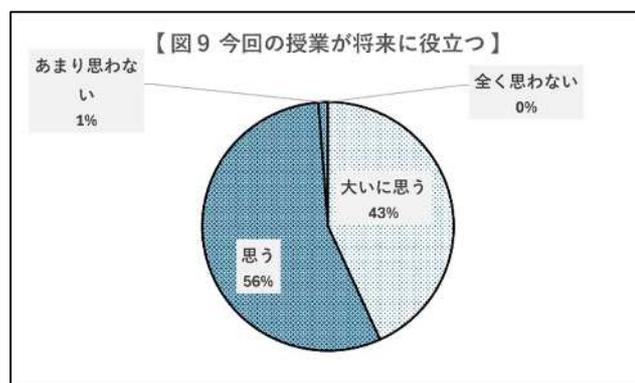
① 今回の授業が理解できたか

今回の取組に関する一連の授業では、クレジットカードに関わる様々な知識についてグループワークや調べ学習、また外部講師による講義など多くの授業形態をとった。内容については比較的簡単なものもあれば、法的な内容で難しいものもあり、理解できたと回答した生徒が87%、理解できなかったと回答した生徒が13%いた(図8)。



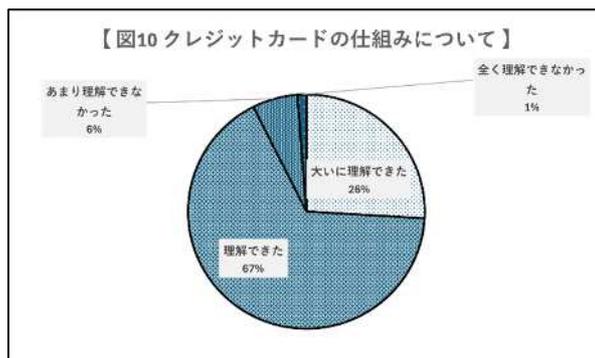
② 今回の授業が自己の将来に役立つか

将来ほぼ全員が関わるクレジットカードに関する知識ということで、「大いに思う」「思う」と答えた生徒が99%を占めた(図9)。どのような場面で役に立つかという具体的には、「使い過ぎに注意する」や「紛失や盗難時の対処法」などの意見が多く挙がった。



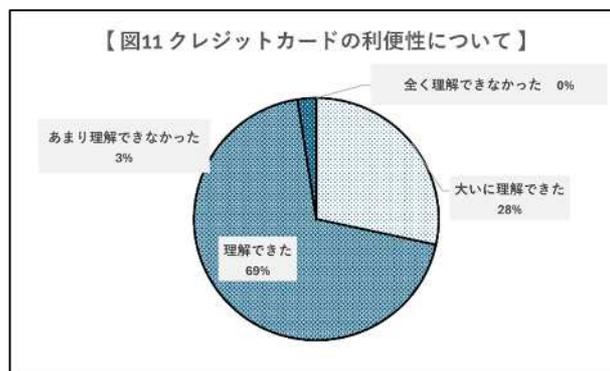
③ クレジットカードの仕組みについて理解できたか

クレジットカードの仕組みについては、基礎的な内容は中学校で学習済みであるが、本校生徒は実際に理解できていた生徒は少数であった。実際にカードで購入した代金について、後日自身の銀行口座から引き落とされるといった表面上の部分のみ理解していたという意見が多かったため、今回の学習によって改めて仕組みについて理解できたという生徒が大多数を占めた（図 10）。このことから有意義な取組であったといえる。



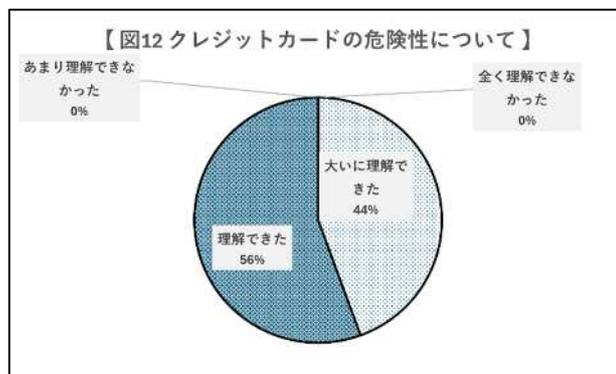
④ クレジットカードの利便性について理解できたか

クレジットカードの役割が単に決済ツールとしてのみではなく、支払時に小銭の用意をする必要がないことや、カードによっては利用毎にポイントが付与されなど、計画的に利用すれば有用な決済方法であることを理解したという回答が多く見受けられた。また、電子マネーやデビットカードなどと組み合わせて利用したいという意見もあった（図 11）。



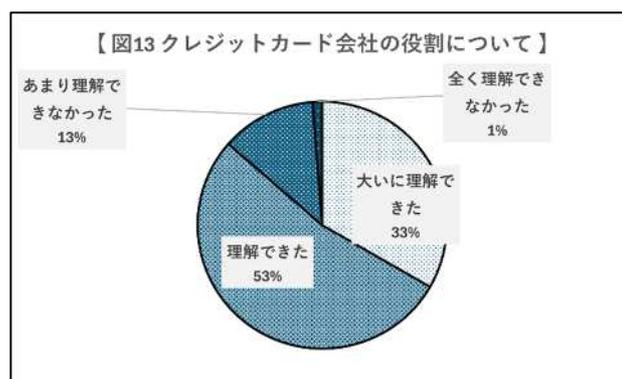
⑤ クレジットカードの危険性について理解できたか

危険性については 100%の生徒が理解できたと回答している（図 12）。クレジットカードは利便性がある反面、使い方を誤ると多重債務や自己破産につながる危険性もあることを改めて認識したといった回答があった。また、紛失や盗難に関しても日頃から気をつけなければならないといった回答や、そういった場合にどう対処すればよいのかを学ぶことができたという意見も見受けられた。



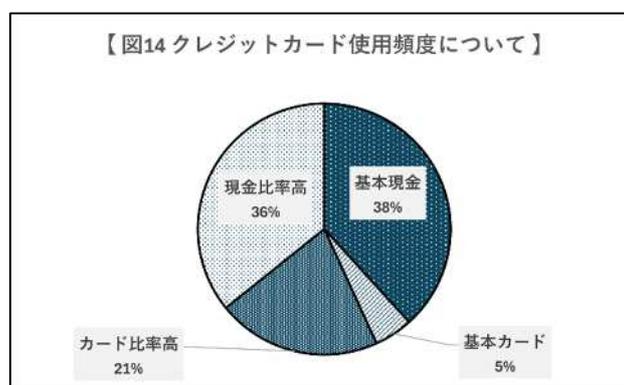
⑥ クレジットカード会社の役割について理解できたか

大半の生徒がクレジットカード会社の役割について理解できたと回答している（図13）。これまで消費者としてカードを利用する立場で思考を当てがちであったが今回の学習を通じて、世の中の経済活動におけるカード会社の社会的役割が大きいことを知るよい機会となった。



⑦ 今後のクレジットカードの使用頻度について

今後の決済手段としてどのような手段をとるかについては、やはり基本現金であったり、現金を利用する比率が高いと回答した生徒が74%である（図14）。このことは高校生がまだ自分自身のクレジットカードを実際に所持していないことから実感が湧いていないことも要因としてであると考察される。



(5) まとめ

消費生活におけるモノやサービスはかつてと比べ多種多彩に増えてきている。そのような中、消費者が購入時にどのような方法で決済を行うかも多岐にわたる。クレジットカード決済については、その利便性から多くの消費者に活用されているのが現状であり、18歳で成年年齢を迎える本校3年生の生徒もその仕組みや活用方法、利用するにあたっての注意点など様々な内容についてしっかりと理解し、賢い消費者として今後の人生を歩んでいってほしい。そのためには高校在学中に教科書など既存の教材のみではなく、外部講師の招聘をはじめ、地域と連携した取り組みなど校外の力をお借りして生徒の知識の深化に繋げる授業展開が有効であることが分かった。

来年度以降も今回の取組で得ることができた地域との繋がりや授業計画を基盤として、より一層、卒業後の生活が豊かになるような教育活動を実践していきたい。